

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示		ページ
○県統計調査の実施（4件）	（統計課）	1
○救急病院の認定	（医療政策課）	2
○保安林の指定	（治山林道課）	2
○国土調査の指定	（用地対策課）	2
○道路の区域変更	（道路課）	3
○建築基準法による道の指定	（建築指導課）	3
○建築基準法による道の指定の廃止	（ 〃 ）	3
公 告		
○危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施	（消防政策課）	3
○農用地利用配分計画の認可（2件）	（農地・担い手対策課）	3
○農用地利用配分計画の認可の申請	（ 〃 ）	4
高知県公安委員会告示		
○警備員等に係る検定の実施		4
その他		
○地方公務員等共済組合法による平成27年度決算の要旨	（市町村振興課）	5

告 示

高知県告示第406号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

平成28年7月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 調査の名称
県民世論調査
- 調査の目的
県民のニーズ・意識等を把握し、県政運営の基礎資料を得るため。
- 調査対象の範囲
 - 地域
県内全域
 - 単位

人

(3) 属性

満18歳以上の県民

4 報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項

ア 県の基本政策について

イ 南海トラフ地震対策について

ウ がん検診について

エ 地域地域で安心して住み続けられる県づくりについて

オ 文化芸術振興に関する意見や要望について

カ 第3期産業振興計画について

キ 森林環境税について

ク 地球温暖化対策について

ケ 教育・生涯学習について

コ 報告する者の属性について

(2) その基準となる期日

回答日現在

5 報告を求める者

(1) 数

3,000人

(2) 選定方法

県内を7広域圏に分け、当該広域圏に所在する市町村の選挙人名簿より、満18歳以上の県民を層化二段無作為抽出法により選定する。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

県が民間業者を経由して報告を求める。

(2) 調査方法

郵送調査

7 報告を求める期間

平成28年8月上旬から同月31日まで

高知県告示第407号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

平成28年7月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 調査の名称
林業労働力、林業機械器具及び素材生産量調査（林業就業者調査）
- 調査の目的
本県における林業就業者の就労状況、林業機械器具の保有状況及び素材生産量について実態調査を行い、林業労働力対策、林業機械の近代化及び林業・木材産業全般の施策の基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲

(1) 地域

県内全域

(2) 単位

人

(3) 属性

林業就業者

4 報告を求める事項及びその基準となる期間

(1) 報告を求める事項

ア 林業就業者の属性に関する事項（氏名、年齢、性別、住所及び連絡先）

イ 雇用形態（森林組合作業班員、会社等雇用就業者、県内移動就業者、県外出稼ぎ就業者、自営業者、一人親方又は県外就業者）

ウ 作業種別就労日数（造林、伐木造林、^{しいらば}椎茸、薪炭等）

エ チェーンソー保有台数

オ 新規又は離職の別

カ 動向区分（最終学歴、他業種からの参入及び県外からのU・I・Jターン等の状況）

(2) その基準となる期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

5 報告を求める者

(1) 数

2,300人（概数）

(2) 選定方法

全数

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

県が民間業者を経由して報告を求める。

(2) 調査方法

郵送調査

7 報告を求める期間

平成28年8月上旬から同年10月30日まで

高知県告示第408号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

平成28年7月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 調査の名称
林業労働力、林業機械器具及び素材生産量調査（林業機械器具調査）
- 調査の目的
本県における林業就業者の就労状況、林業機械器具の保有状況及び素材生産量について実態調査を行い、林業労働力対策、林業機械の近代化及び林業・木材産業全般の施策の基礎資料とするため。

<p>3 調査対象の範囲</p> <p>(1) 地域 県内全域</p> <p>(2) 単位 人及び事業体</p> <p>(3) 属性 林業就業者及び林業事業体</p> <p>4 報告をを求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告をを求める事項</p> <p>ア 林業機械・器具現況調査票</p> <p>(ア) 保有状況</p> <p>(イ) 所有区分</p> <p>イ 高性能林業機械の機種別導入状況調査票</p> <p>(ア) 機械名</p> <p>(イ) 導入・廃棄年月、導入状況（新規・中古）及び廃棄状況（廃棄・売却）</p> <p>(ウ) 導入者名</p> <p>(エ) 機械のメーカー及び型式名</p> <p>(オ) 稼働日数及び保有日数</p> <p>(カ) メンテナンス経費</p> <p>ウ 高性能林業機械導入事業体別調査票</p> <p>(ア) 事業体名</p> <p>(イ) 年間素材生産量</p> <p>(ウ) 年間労働投下量</p> <p>(エ) 1人当たりの素材生産量</p> <p>エ 森林情報管理機器（森林GIS）調査票</p> <p>(ア) 導入者名</p> <p>(イ) 機器のメーカー及び名称</p> <p>(ウ) 導入年度</p> <p>(エ) 導入した事業等名称</p> <p>オ 森林情報管理機器（GPS）調査票</p> <p>(ア) 導入者名</p> <p>(イ) GPS受信機のメーカー、名称及び台数</p> <p>(ウ) GPS受信機の使用比率、導入年度及び導入した事業等名称</p> <p>(エ) GPS用図化ソフトウェアのメーカー、名称、導入年度及び導入した事業等名称</p> <p>(2) その基準となる期日又は期間</p> <p>(1)のア、エ及びオに掲げる事項にあっては平成28年3月31日現在、(1)のイ及びウに掲げる事項にあっては平成27年4月1日から平成28年3月31日まで</p> <p>5 報告をを求める者</p> <p>(1) 数 550人又は事業体（概数）</p> <p>(2) 選定方法</p>	<p>全数</p> <p>6 報告をを求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織 県が民間業者を経由して報告を求める。</p> <p>(2) 調査方法 郵送調査</p> <p>7 報告を求める期間 平成28年8月上旬から同年10月30日まで</p> <p>高知県告示第409号 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。 平成28年7月26日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 調査の名称 林業労働力、林業機械器具及び素材生産量調査（素材生産量調査）</p> <p>2 調査の目的 本県における林業就業者の就労状況、林業機械器具の保有状況及び素材生産量について実態調査を行い、林業労働力対策、林業機械の近代化及び林業・木材産業全般の施策の基礎資料とするため。</p> <p>3 調査対象の範囲</p> <p>(1) 地域 県内全域</p> <p>(2) 単位 事業体</p> <p>(3) 属性 林業事業体</p> <p>4 報告をを求める事項及びその基準となる期間</p> <p>(1) 報告をを求める事項</p> <p>ア 林業事業体の属性に関する事項（事業体名、代表者名、住所及び連絡先）</p> <p>イ 事業組織の形態（株式会社、有限会社、個人経営、林業経営者、森林組合、その他の組合等）</p> <p>ウ 素生連の加入状況</p> <p>エ 素材生産量（民有林及び国有林）</p> <p>オ 葉付乾燥材の生産量（民有林及び国有林）</p> <p>カ 素材出荷量</p> <p>(2) その基準となる期間 平成27年1月1日から同年12月31日まで</p> <p>5 報告を求める者</p> <p>(1) 数 180事業体</p> <p>(2) 選定方法 全数</p>	<p>6 報告をを求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織 県が民間業者を経由して報告を求める。</p> <p>(2) 調査方法 郵送調査</p> <p>7 報告を求める期間 平成28年8月上旬から同年10月30日まで</p> <p>高知県告示第410号 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。 平成28年7月26日 高知県知事 尾崎 正直</p> <table border="1"> <tr> <td>医療機関の名称</td> <td>所在地</td> <td>認定年月日</td> <td>認定の有効期限</td> </tr> <tr> <td>もみのき病院</td> <td>高知市塚ノ原6番地1</td> <td>平28・8・1</td> <td>平31・7・31</td> </tr> </table> <p>高知県告示第411号 次の森林を保安林に指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。 平成28年7月26日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定に係る保安林の所在場所 須崎市下分字竹ヶ谷甲1477、甲2310から甲2312まで</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字竹ヶ谷甲1477、甲2310（次の図に示す部分に限る。）、甲2311</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び須崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第412号 安芸郡馬路村における地籍調査について、国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により国土調査として指定</p>	医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限	もみのき病院	高知市塚ノ原6番地1	平28・8・1	平31・7・31
医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限							
もみのき病院	高知市塚ノ原6番地1	平28・8・1	平31・7・31							

したので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。
平成28年7月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定年月日
平成28年7月26日
- 2 調査を行う者の名称
馬路村
- 3 調査地域
安芸郡馬路村馬路の一部
- 4 調査期間
平成28年7月26日から平成29年3月31日まで

高知県告示第413号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成28年7月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成28年7月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 久保大宮
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
香美市物部町五王堂 字ムネ582番1から 香美市物部町五王堂 字ムネ553番1地先 まで	前	2.9 7	97
	後	2.9 7 12.0	97

高知県告示第414号

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。
平成28年7月26日

高知県知事 尾崎 正直

南国市篠原字若宮ノ東1254番1地先から字又四郎1169番1地先に至る延長233メートルの道

高知県告示第415号

平成9年4月高知県告示第392号（建築基準法による道の指定）で建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定した道のうち、次の道の指定を廃止する。
平成28年7月26日

高知県知事 尾崎 正直
南国市篠原字若宮ノ東1254番1地先から1175番3地先に至る延長164メートルの道

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「講習」という。）を次のとおり行う。
平成28年7月26日

高知県知事 尾崎 正直

1 講習の実施日時、実施場所及び種別

講習の実施日及び実施場所	講習の種別及び実施時間	
	給油取扱所	その他
平成28年8月19日（金） 安芸市消防防災センター	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで
平成28年8月23日（火） 高知県立人権啓発センター	〃	〃
平成28年8月24日（水） 〃	〃	〃
平成28年8月25日（木） 〃	〃	〃
平成28年8月29日（月） 中土佐町民交流会館	〃	〃
平成28年8月30日（火） 四万十市立文化センター	〃	〃
平成28年8月31日（水） 〃	〃	

備考 1 講習の種別の「給油取扱所」とは、給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習をいう。
2 講習の種別の「その他」とは、給油取扱所及び特定事業所（石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所をい

う。）における危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習をいう。

2 講習の受講の申請手続

- (1) 受講申請書の配布
受講申請書は、高知県危険物安全協会、高知県危機管理部消防政策課及び県内各消防本部（消防署）で配布する。
 - (2) 受講申請書の提出先
郵便番号780-8570
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内
高知県危険物安全協会
 - (3) 受講申請書の受付期間
受講申請書は、平成28年8月1日（月）から同月12日（金）までの間に受け付ける。
 - (4) 講習の受講手数料
受講手数料として、4,700円の額に相当する高知県収入証紙を受講申請書に貼り付けて納入すること。
- 3 講習に関する問い合わせ先
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内
高知県危険物安全協会（電話番号088-823-9099）

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から申請があった農用地利用配分計画について、次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の認可をした。
平成28年7月26日

高知県知事 尾崎 正直

1 農用地利用配分計画の概要

- (1)ア 貸借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
香美市土佐山田町加茂340番地
片地ファミリーファーム株式会社 代表取締役 鍵山浩一
イ 貸借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
香美市土佐山田町下ノ村字行島813番
- (2)ア 貸借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
高知市大津乙479番地
山添 真次郎
イ 貸借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
高知市大津字大富甲450番1、甲452番1、甲453番1及び甲454番1
- (3)ア 貸借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
高知市介良丙29番地

中島 大輔
 イ 貸借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
 高知市介良字大潮田丙1391番1及び丙1491番1
 (4)ア 貸借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
 南国市陣山400番地
 横堀 忠広
 イ 貸借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
 南国市下末松字北祇園205番及び206番、福船字印蔵
 1137番並びに廿枝字町屋敷1556番、1557番、1558番、
 1559番、1560番、1561番及び1562番
 (5)ア 貸借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
 南国市稲生1882番地
 濱田 節美
 イ 貸借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
 南国市稲生字平安1521番、字島田1682番1及び1682番
 2並びに字池田1725番
 (6)ア 貸借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
 宿毛市片島13番60-15-3号
 澤松 幸治
 イ 貸借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
 宿毛市和田字六反4241番、字小松4365番及び字水越し
 4483番1
 2 認可年月日
 平成28年7月26日
 ~~~~~  
 農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社  
 から申請があった農用地利用配分計画について、次のとおり農地  
 中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18  
 条第1項の認可をした。  
 平成28年7月26日  
 高知県知事 尾崎 正直  
 1 農用地利用配分計画の概要  
 (1) 貸借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
 安芸市東浜50番地1  
 濱田 条治  
 (2) 貸借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
 安芸市赤野字ひょうたん畝甲3454番  
 2 認可年月日  
 平成28年7月26日  
 ~~~~~  
 農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社
 から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101
 号）第18条第1項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請

があったので、同条第3項の規定により次のとおり当該農用地利
 用配分計画を公衆の縦覧に供する。
 なお、同項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了
 の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を
 提出することができる。
 平成28年7月26日
 高知県知事 尾崎 正直
 1 農用地利用配分計画の概要
 (1)ア 貸借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
 高岡郡四万十町志和217番地4
 農事組合法人志和 代表理事 山本 奨一
 イ 貸借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
 高岡郡四万十町志和字下島ケ内818番、820番、821番
 及び822番、字上島ケ内825番、826番、838番1、839
 番、840番及び841番並びに字和田前875番及び879番
 (2)ア 貸借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
 高岡郡四万十町志和190番地
 山本 勝大
 イ 貸借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
 高岡郡四万十町志和字クモテン666番1及び字イナバ
 697番
 (3)ア 貸借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
 高岡郡四万十町志和355番地
 諏訪 一男
 イ 貸借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
 高岡郡四万十町志和字大切1215番1、1215番2、1225
 番1、1225番2及び1225番3
 (4)ア 貸借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
 高岡郡四万十町藤ノ川森ノ山240番地21
 農事組合法人 藤ノ川ファーマーズ 代表理事 池田
 拓也
 イ 貸借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
 高岡郡四万十町藤ノ川字宝山945番、947番、948番及
 び949番、字新田1036番及び1046番、字下切1192番並び
 に字下藤1393番
 (5)ア 貸借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
 高岡郡四万十町古城119番地
 島津 洋平
 イ 貸借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
 高岡郡四万十町大井川字寿徳557番2
 2 申請年月日
 平成28年7月8日
 3 縦覧場所
 高知県農業振興部農地・担い手対策課
 4 縦覧の期間及び時間

平成28年7月26日（火）から同年8月9日（火）まで（日曜
 日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
 （午後零時から午後1時までの間を除く。）
 5 意見書の提出先
 高知市丸ノ内一丁目7番52号
 高知県農業振興部農地・担い手対策課

 公安委員会告示

 高知県公安委員会告示第19号
 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警
 備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施
 する。
 平成28年7月26日
 高知県公安委員会委員長 島田 京子
 1 検定を実施する警備業務の種別及び級
 施設警備業務 2級
 2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所
 (1) 検定の実施日及び開始時間
 平成28年10月27日（木）午前9時
 (2) 検定の実施場所
 高知市春野町芳原2485番地
 高知県立春野総合運動公園陸上競技場
 3 検定の実施予定人員
 30人
 4 受検資格者
 高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」
 という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けら
 れた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有
 する警備員」という。）とする。
 5 検定の方法
 学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90
 パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に
 合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
 (1) 学科試験
 ア 警備業務に関する基本的な事項
 イ 法令に関すること。
 ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
 エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合にお
 ける応急の措置に関すること。
 (2) 実技試験
 ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
 イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合にお
 ける応急の措置に関すること。
 6 検定の申請手続

<p>検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。</p> <p>(1) 検定の申請の受付期間 平成28年9月12日（月）から同月16日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。</p> <p>(2) 検定申請書等の提出方法 検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。 なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類等 ア 検定申請書 1通 イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通（現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。） ウ 写真（検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚</p> <p>(4) 受検対象者の確定方法 受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。</p> <p>(5) 受検票の交付 受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。</p> <p>7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法 検定を受けようとする者は、検定手数料として、16,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。 なお、納付された検定手数料は、返還しない。</p> <p>8 検定の実施に関し必要な事項 (1) 受検時の服装 警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。 (2) 持参品 ア 受検票 イ 筆記用具 ウ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽 エ 昼食（学科試験に合格した場合に必要となる。）</p> <p>9 検定の実施に関する問い合わせ先</p>	<p>高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備係担当係</p> <p>----- そ の 他 -----</p> <p>地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定により、平成27年度の決算の要旨を公告する。 平成28年7月26日 高知県市町村職員共済組合理事長 板原 啓文</p>	
--	--	--

損益計算書の要旨

(単位：千円)

	損益計算書の要旨											
	経理区分	短期	厚生年金 保険	退職等年金	経過の長期	経過の長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資
収入	負担金	3,176,425	3,595,330	212,326	7,544		112,986	125,184				
	特定健康診査等収入							26,139				
	掛金	3,230,327		212,321				121,689				
	組合員保険料		2,444,151									
	施設収入・商品売上								169,887			9,807
	基礎年金交付金											
	利息及び配当金					14,265	61	121	27	863,373		
	その他の収入	312,408					43,359	7,769	48,015	95,694	39,606	5,306
	他経理から繰入						20,777					
	前年度支払準備金	459,089										
	前年度繰越長期給付積立金											
	計	7,178,249	6,039,481	424,647	7,544	14,265	177,183	280,902	217,929	959,067	39,606	15,113
支出	給付	3,105,002										
	役職員給与						74,149	32,683		55,195	6,408	
	旅費・事務費						10,957	2,809	1,584	3,985	1,474	326
	商品仕入								3,671			8,995
	飲食材料費								21,765			
	委託費・委託管理費						1,378	2,331	72,268	4,045	20	211
	支払利息								1,300	779,859	29,929	522
	連合会払込金	76,238									2,094	
	前期高齢者納付金	1,595,172										
	後期高齢者支援金	1,129,379										
	病床転換支援金											
	老人保健拠出金	33										
	退職者給付拠出金	112,183										
	基礎年金拠出金負担金											
	他経理へ繰入	20,777										
	その他の支出	885,634	6,039,481	424,647	7,544	14,265	88,611	235,099	150,899	26,268	3,374	5,155
次年度支払準備金	475,878											
次年度繰越長期給付積立金												
計	7,400,296	6,039,481	424,647	7,544	14,265	175,095	272,922	251,487	869,352	43,299	15,209	
差引当期利益金又は当期損失金(△)	△ 222,047					2,088	7,980	△ 33,558	89,715	△ 3,693	△ 96	

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

資産	経理区分	短期	厚生年金 保険	退職等年金	経過の長期	経過の長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資
	流動資産		450,571	788,296	54,417	969	31,070	294,979	376,987	131,696	13,754,597	134,539
固定資産						1,144,000	14,805	987	1,175,220	51,444,806	1,356,193	
繰延資産										907		
資産合計		450,571	788,296	54,417	969	1,175,070	309,784	377,974	1,306,916	65,200,310	1,490,732	132,068
負債	流動負債	10,854	788,296	54,417	969		5,853	25,439	19,130	61,084,044	91	1,540
	固定負債	475,878				1,175,070	129,525	53,998	146,719	61,766	1,268,537	81,200
	負債合計	486,732	788,296	54,417	969	1,175,070	135,378	79,437	165,849	61,145,810	1,268,628	82,740
資本	資本剰余金						647		150,000			
	積立金											
	利益剰余金又は欠損金	△ 36,161					173,759	298,537	991,067	4,054,500	222,104	49,328
	資本合計	△ 36,161					174,406	298,537	1,141,067	4,054,500	222,104	49,328
負債・資本合計		450,571	788,296	54,417	969	1,175,070	309,784	377,974	1,306,916	65,200,310	1,490,732	132,068